

議案第 7 号

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月13日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

県立学校事務職に事務主幹を設置することに伴い、関係する規則を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

- ・ 沖縄県立中学校管理規則（平成18年教育委員会規則13号）第29条の1、第29条の3

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「事務長」の次に「、事務主幹」を加え、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次のように加える。

3 事務主幹は、事務長を補佐し、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「事務長」の次に、「、事務主幹」を加え、同条第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次のように加える。

3 事務主幹は、事務長を補佐し、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。

(沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則の一部改正)

第3条 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中	「 <table><tr><td>学校栄養主査、主任、学 校栄養職員、事務主査、 事務主事、現業職員</td><td>事務長（事務長の配置が ない場合にあつては、教 頭）</td></tr></table> 」	学校栄養主査、主任、学 校栄養職員、事務主査、 事務主事、現業職員	事務長（事務長の配置が ない場合にあつては、教 頭）	を
学校栄養主査、主任、学 校栄養職員、事務主査、 事務主事、現業職員	事務長（事務長の配置が ない場合にあつては、教 頭）			

「 <table border="1"><tr><td>学校栄養主査、主任、学校栄養職員、事務主幹、事務主査、事務主事、現業職員</td><td>事務長（事務長の配置がない場合にあつては、教頭）</td></tr></table> 」	学校栄養主査、主任、学校栄養職員、事務主幹、事務主査、事務主事、現業職員	事務長（事務長の配置がない場合にあつては、教頭）	に改める。
学校栄養主査、主任、学校栄養職員、事務主幹、事務主査、事務主事、現業職員	事務長（事務長の配置がない場合にあつては、教頭）		

(沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第4条 沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

11 学校事務に従事する職員の職務	1 中学校管理規則第29条第1項に規定する事務主幹並びに市町村立小学校及び中学校の事務主幹の属する職制上の段階	事務主幹
-------------------	---	------

」を

「

11 学校事務に従事する職員の職務	1 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務主幹、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務主幹及び中校管理規則第29条第1項に規定する事務主幹並びに市町村立小学校及び中学校の事務主幹の属する職制上の段階	事務主幹
-------------------	---	------

」に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

県立学校事務職に事務主幹を設置することに伴い、関係する規則を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）を次のように改める。＜第1条＞
 - ア 学校に置くことができる職に事務主幹を加える。（第53条関係）
 - イ 事務主幹の職務を定める。（第53条関係）
- (2) 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）を次のように改める。＜第2条＞
 - ア 学校に置くことができる職に事務主幹を加える。（第48条関係）
 - イ 事務主幹の職務を定める。（第48条関係）
- (3) 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第5号）を次のように改める。＜第3条＞

事務長が1次評価者となる被評価者に事務主幹を加える。（別表関係）
- (4) 沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第4号）を次のように改める。＜第4条＞

事務主幹の職制上の段階に、高等学校管理規則第53条第1項及び特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務主幹を加える。（第1条関係）
- (5) この規則は令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2及び第23条の2

5 関係各課との調整状況

総務部行政管理課と調整済み。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表		
改正案	現行	
第1条（略） 第2条～第52条（略） （事務長等） 第53条 学校には、事務長、事務主幹、事務主査、副主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。 <u>3 事務主幹は、事務長を補佐し、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。</u> <u>4 事務主査は、事務長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</u> <u>5 副主任は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。</u> <u>6 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。</u> <u>7 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</u> 第54条～第89条（略） 別表第1～別表第4（略） 第1号様式～第22号様式（略）	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第52条（略） （事務長等） 第53条 学校には、事務長____、事務主査、副主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。 （新設） <u>3 事務主査は、事務長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</u> <u>4 副主任は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。</u> <u>5 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。</u> <u>6 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</u> 第54条～第89条（略） 別表第1～別表第4（略） 第1号様式～第22号様式（略）	

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号） 新旧対照表		
改 正 案	現 行	
第1条（略） 第2条～第47条（略） （事務長等） 第48条 学校には、事務長、事務主幹、事務主査、副主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。 <u>3 事務主幹は、事務長を補佐し、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。</u> <u>4 事務主査は、事務長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</u> <u>5 副主任は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。</u> <u>6 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。</u> <u>7 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</u> 第49条～第84条（略） 別表第1～別表第2（略） 第1号様式～第21号様式（略）	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第47条（略） （事務長等） 第48条 学校には、事務長____、事務主査、副主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。 （新設） <u>3 事務主査は、事務長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</u> <u>4 副主任は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。</u> <u>5 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。</u> <u>6 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</u> 第49条～第84条（略） 別表第1～別表第2（略） 第1号様式～第21号様式（略）	

沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第5号）新旧対照表

改正案		現行	
第1条（略）		第1条 この規則は、沖縄県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定に基づく教職員評価（以下「教職員評価システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ること並びにその評価を人事管理の基礎とすることを目的とする。	
第2条～第5条（略）		第2条～第5条（略）	
第6条（略）		第6条 定期評価における、1次評価者（第7条第3項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）、最終評価者（第7条第4項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）及び調整者（第7条第5項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。	
第7条～第15条（略）		第7条～第15条（略）	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
被評価者	1次評価者	最終評価者	調整者
（略）	（略）	（略）	（略）

学校栄養主査、主任、学校栄養職員、事務主査、事務主事、現業職員	事務長（事務長の配置がない場合は、教頭）		
学校栄養主査、主任、学校栄養職員、事務主査、事務主事、現業職員	事務長（事務長の配置がない場合は、教頭）		

新旧対照表（第4条関係）

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第4号）新旧対照表			
改正案		現行	
(現業業務以外の職務に係る標準的な職) 第1条 現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。		(現業業務以外の職務に係る標準的な職) 第1条 現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職務の種類	職制上の段階	標準的な職	標準的な職
1～10（略）			
11 学校事務に従事する職員の職務	1 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務主幹、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務主幹及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務主幹並びに市町村立小学校及び中学校の事務主幹の属する職制上の段階	事務主幹	事務主幹
	2～4（略）		
12～13（略）			
第2条（略）		第2条（略）	

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第百六十二号)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体に於ける教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 ～ 3 (略)

○地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ～ 四 (略)

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職

(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 (略)

(人事評価の実施)

第二十三条の二 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 (略)

○沖縄県立中学校管理規則 (平成十八年教育委員会規則第十三号)

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第三十二条の規定に基づき、沖縄県立中学校 (以下「学校」という。) の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務長等)

第二十九条 学校には、事務長、事務主幹、事務主査、副主査、主任及び事務主事を置くことができる。

2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

3 事務主幹は、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。

4 事務主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

5 副主査は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。

6 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。

7 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。